保育制度に関する意見書

少子化が急速に進行する中、子どもが心身ともに健やかに成長する環境の整備が求められており、特に、保育制度の充実は国の喫緊の課題となっている。 このような中、政府では、子ども・子育て新システム検討会議において、保護者と保育所の直接契約制度の導入、幼保一体化の実現、一般財源化による市町村の自由裁量による給付設計など、保育制度の抜本的な改革が検討されている。 こうした改革が進めば、地域の財政状況の格差により、保育の地域間格差や保育の質の低下を招くことにつながるとともに、優先的に保育サービスの利用を受ける必要のある子どもが、保育サービスを受けることができない事態が生じるおそれもある。 よって、国会及び政府におかれては、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、国の責任において、保育の質がしっかりと確保され、より充実した保育制度となるよう、次の事項について、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1 少子化対策の根幹である保育所の子育て支援は、国の重要施策であり、今後も国が責任を持って行い、地域の財政状況に影響を受けない財源を確保すること。
- 2 保育所の最低基準は、子どもの健やかな育ちを守るために必要であり、市町村の財源に左右されない質の高い保育を確保するために、今後も国として、地域の実情を踏まえた子どもの安全を担保できる保育所最低基準を維持すること。

平成 22 年 6 月 23 日

富山市議会